

入札説明会等における質問回答

令和7年10月2日に開催した「愛媛県立今治病院整備事業」に関する入札説明会での質問等について、下記のとおり回答します。

No	資料名	ページ	章	番号	番号 ()	カタカナ	カタカナ ()	ローマ 字	その他	質 問	回 答
1	入札説明書	8	第4	2	(3)	イ	(ウ)			工事を実施する者の参加要件に関し、法人の施工実績および担当技術者の従事経験実績は、民間工事の実績でも宜しいでしょうか。つまり、公共工事でコリンズ登録内容確認書で内容が確認できる施工実績に限らず、民間工事であっても契約書・図面等(担当技術者の従事経験実績は発注者の証明書)で要件が確認できれば宜しいでしょうか。	コリンズ及びPUBDISに登録されていない実績も対象としておりますので、契約書等の実績の内容が確認できる書類を提出してください。
	入札説明書	9	第4	2	(3)	ウ	(イ)	b			
	別途資料3 様式集	2		1	(5)				様式7-3		
	別途資料3 様式集	2		2	(6)-3)				様式19-2		
2	入札説明書	8	第4	2	(3)	イ	(ウ)			代表者以外の構成員に関する要件で、工事の元請としての施工実績は、「共同企業体の構成員として請け負った場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の者に限る」とあります。この出資比率が20パーセント以上の要件について確認したいのですが、確認したい施工実績が、設計・施工一括発注方式の特定乙型共同企業体としての実績でコリンズ登録内容確認書では出資比率が代表者（工事業務）76.7パーセント、構成員（工事業務）19.2パーセント、構成員（設計業務、工事監理業務）4.1パーセントであるが、工事に係る部分を共同企業体甲型として代表者（工事業務）80パーセント、構成員（工事業務）20パーセントで施工実績がある構成員（工事業務）は、出資比率が20パーセント以上の要件を有しているとして宜しいでしょうか。	工事業務に係る部分の出資比率にてご判断ください。 例示のあったものについては、20.02%となるため、要件を満たしていると判断します。
3	入札説明書	9	第4	2	(4)	イ	(ア)			工事監理業務を実施する者の解釈について P.9「(4)工事監理業務を実施する者-イ-(ア)」の解釈についての確認です。 「本事業における設計業務を実施する者でない者を配置することができる」との記載は、解釈として設計業務と工事監理業務を実施する企業が同一の場合において、「設計担当の管理技術者や各主任技術者と重複しない者を工事監理担当の管理技術者、各主任技術者として配置することができる」と同義と捉えて宜しいでしょうか。	設計業務に従事した者は、工事監理業務に従事することはできません。（担当技術者も含まれますのでご注意ください。）
4	別途資料3 様式集	2		1	(7)					1. 参加要件確認書類の提出（7）にある「特定建設工事共同企業体協定書（任意様式）」は、工事業務（共同施工方式）に係る共同企業体協定書のみが提出対象でしょうか。工事業務（共同施工方式）に加えて、分担施工方式（例：設計業務～工事業務間、設計業務・工事業務～工事監理業務間など）に係る共同企業体協定書の提出をも求められている場合、「共同施工方式」部分と「分担施工方式」部分を1つにまとめた1件（全構成員分）の共同企業体協定書ではなく、「共同施工方式」に係る共同企業体協定書1件と「分担施工方式」に係る共同企業体協定書1件との2件に分けた共同企業体協定書（計2件）での提出で宜しいでしょうか。	共同施工方式のみで組成した場合は、「共同施工方式」に係る共同企業体協定書1件。共同施工方式と分担施工方式を併用する場合は、「共同施工方式」に係る共同企業体協定書1件と「分担施工方式」に係る共同企業体協定書1件の計2件の共同企業体協定書を提出してください。